

旅館消防計画

1 目的と適応範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、ここに宿泊し、出入りし又は勤務する全ての者が守らなければならない。

2 自衛消防組織の編成及び任務等

		(平常時の任務)	(警戒宣言発令時の任務)
自衛消防隊長 (防火管理者)	通報連絡担当 ()	(1) 非常ベルを鳴らす (2) 119番通報 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡	[情報収集担当とする。] (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報収集とその伝達
	初期消火担当 () ()	(1) 水バケツ、消火器等を活用し、初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火を中止して避難する。	[点検担当者とする。] (1) 担当区域の点検を行い、転倒落下防止等の被害防止措置を実施する。 (2) 危険箇所の補強等を行う。
	避難誘導担当 () ()	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は大声で簡潔に行い、パニック防止に全力をあげる。	[平常時の任務と同じ。] (1) 警戒宣言発令の伝達に先立ち出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言発令の伝達に伴う
	応急救護担当 () ()	(1) 負傷者に対する応急処置 (2) 救急隊との連携、情報の提供 (3) 負傷者の氏名、負傷程度の記録	[応急措置の担当] (1) 危険箇所の補強等を行う。 (2) 避難経路の確保

3 火災予防上の自主検査

(1) 日常行うもの

別表1「自主点検表(日常)」のとおり。

(2) 定期に行うもの

別表2「自主点検表(定期)」のとおり。

(3) その他

不備欠陥箇所の改修について、管理権原者は計画的に行う。

4 消防用設備等の点検

(1) 消防用設備等の定期点検は別表3により実施する。

(2) 点検結果は防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し改修する。

(3) 点検結果の記録は「防火管理台帳」に綴じて保存する。

(4) 点検時以外で不備を発見した場合は、直ちに予算措置し改修する。

5 地震対策

(1) 防火管理者は、工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒落下し、避難に支障を生ずる恐れがないか日頃から確認する。

(2) 地震時、防火管理者又は従業員は身近にある火気設備器具の使用を停止する。

(3) 避難にあたっては身の安全を確保した後、安全な場所へ避難させる。

(4) 避難場所は とし、避難経路は別添による。

6 警戒宣言発令時における対応措置

(1) 防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに館内の者に伝達する。

(2) 防火管理者は、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

(3) 警戒宣言発令時等における自衛消防組織の編成及び任務は、前2による。

7 従業員等が守るべき事項

(1) 避難口、階段、避難経路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。

(2) 防火戸の付近には

(3) 喫煙は、指定された場所で行うこと。

(4) 火気設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近せず使用しない。

8 防火防止対策

(1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。

(2) 倉庫、書庫等は施錠する。

9 工事における安全対策

(1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。

(2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。

(3) 工事人に対して、指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱をさせないこと。

(4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、掲示させること。

10 防火教育

従業員・新入社員に対し、採用時又は必要の都度防火教育を行う。

11 訓練

自衛消防訓練は、次により定期的に行う。

訓練種目	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練及び地震に備えた訓練	月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	月・月

なお、消火及び避難訓練は年2回以上実施し、その都度消防本部に報告する。

12 消防機関への連絡、報告

- (1) 消防計画の変更の届出
- (2) 消防用設備等の点検結果を年1回、湯河原町消防長に報告する。
- (3) 消防用設備等の設置の届出
- (4) 消火、避難訓練を実施する際の報告
- (5) 火気使用設備設置の届出
- (6) 改修工事を行う際の「工事中の消防計画」の届出

13 管理権原者への報告

防火管理者は、防火管理についてその都度管理権原者に報告するとともに、必要に応じ指示を求める。

防火管理業務の一部を外部の管理会社に委託する場合は、その内容等を盛り込みます。

14 防火管理業務の一部委託について

受託者の氏名	職・氏名(名称)	代表取締役
及び住所等	住所等(所在地)	TEL()
委託内容		

16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

防火管理者確認	
---------	--

別表 2

自主点検（定期） 月

実施項目及び確認箇所		確認結果
物 構 造	1 柱・はり・床・壁・コンクリートにひび割れ・脱落・風化等はないか。 3 窓枠・サッシ・ガラス等の落下、または枠自体の外れの恐れのある腐食、ゆりみ、著しい変形等はないか。 4 外壁・ひさし等貼石・タイル・モルタル等の仕上材にはく落・落下の恐れはないか。	
避 難 施 設	1 避難通路の幅員が確保されているか。（物品等が置かれていないか。） 2 階段に物品が置かれていないか。 3 避難口の扉の開放方向は避難上支障はないか。	
火 気 設 備 器 具	1 厨房設備 (1) 可燃物品からの保有距離は適正か。 (2) 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 (3) 燃焼器具の周辺部が炭化している所はないか。 2 ガススト・ブ・石油スト・ブ (1) 自動消火装置は適正に機能するか。 (2) 火気周辺は整理整頓されているか。	
電 気 設 備	電気器具 (1) コードに亀裂、老化、損傷はないか。 (2) タコ足の接続を行っていないか。 (3) 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
そ の 他	危険物 (1) 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 (2) 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 (3) 整理清掃状況は適正か	

点検実施者氏名	点検実施日	点検実施者氏名	点検実施	防火管理者確認
建築構造	月 日	火気設備	月 日	月 日
避難設備	月 日	電気設備	月 日	月 日

備考 結果を実施し、良の場合は を、軽微な不備の場合は を、改修を要する不備の場合は × を付すこと。なお、不備・欠陥がある場合には直ちに防火管理者に報告するとともに、必要に応じ管理権原者の指示に従うこと。

別表 3

消防用設備等定期点検表

種 別	点 検 内 容 時 期			点 検 業 者
	外 観 点 検	機 能 点 検	総 合 点 検	
	月 月	月 月	月	
	月 月	月 月	月	
	月 月	月 月	月	
	月 月	月 月	月	
	月 月	月 月	月	
	月 月	月 月	月	

備考 1 日常の外観点検は、防火管理者又は各点検担当者が行う。

備考 2 不備欠陥事項が生じたとき、防火管理者は管理権原者の指示を受けて速やかに改善の措置を講ずること。

(上記設備は例示ですので、個々の建物に実際に設置されている設備を記載してください。)